

生命・環境科学部卒業論文の 履修に関する定め

生命・環境科学部の卒業論文の履修について、以下のとおり定める。

1. 履修登録

(1) 登録手続き

卒業論文の履修に係る登録手続は学科ごとに次のように行う。

①臨床検査技術学科

- ・2年次の4月に卒業論文履修のための説明会を行う。
- ・説明会で配付された卒業論文履修願に第2希望研究室まで記入し、指定期日までに教務課に提出する。

②食品生命科学科

- ・2年次の後期に卒業論文履修のための説明会を行う。
- ・卒業論文履修願に必要事項を記入し指定期日までにコーディネーターに提出する。

③環境科学科

- ・2年次「リサーチローテーション」の授業で、卒業論文の説明を行う。
- ・卒業論文履修願に必要事項を記入し、指定期日までに授業のコーディネーターに提出する。

(2) 入室可能研究室

①臨床検査技術学科

- ・臨床検査技術学科の研究室を原則とするが、学科の専門基礎科目又は専門科目に係る必修科目を担当する本学部の研究室、国際コミュニケーション研究室、教職課程研究室及び獣医学部動物応用科学科動物繁殖学研究室も入室可能とする。ただし、教職課程においては、教職課程履修者を優先する。

②食品生命科学科

- ・食品生命科学科の研究室を原則とするが、学科の科目を担当する本学部の研究室及び教職課程研究室も入室可能とする。ただし、教職課程においては、教職課程履修者を優先する。

③環境科学科

- ・環境科学科の研究室を原則とするが、学科の科目を担当する本学部の研究室及び教職課程研究室も入室可能とする。ただし、教職課程においては、教職課程履修者を優先する。

2. 研究室配属の決定

①臨床検査技術学科

- ・卒業論文履修願に基づき必要に応じて所属研究室を調整し、2年次の5月末日までに掲示により発表

する。

②食品生命科学科

- ・卒業論文履修願に基づき必要に応じて所属研究室を調整し、2年次の3月末日までに掲示により発表する。ただし、3年次に進級できなかった場合は、研究室に所属できない。進級できなかった者は、改めて卒業論文履修願を提出しなければならない。

③環境科学科

- ・卒業論文履修願に基づき必要に応じて所属研究室を調整し、2年次の3月末日までに掲示により発表する。ただし、3年次に進級できなかった場合は、研究室に所属できない。進級できなかった者は、「リサーチローテーション」を再度聴講した上で、改めて卒業論文履修願を提出しなければならない。

3. 卒業論文発表会

各学科とも必要に応じて卒業論文発表会を行う。

4. 改廃手続

この定め改廃は、生命・環境科学部教務委員会及び生命・環境科学部教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この定めは、平成27年7月16日に制定し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日までに生命・環境科学部に入学した者及び臨床検査技術学科の2年次に入学した編入学者、平成28年3月31日までに食品生命科学科及び環境科学科の2年次に入学した編入学者及び臨床検査技術学科の3年次に入学した編入学者、平成29年3月31日までに食品生命科学科及び環境科学科の3年次に入学した編入学者は、「コース選択及び卒業論文の履修に関する定め」による。

附 則

- 1 この定めは、平成30年2月14日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定めは、平成30年12月17日に改正し、同日から施行する。